

入間市地域公共交通協議会条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>入間市地域公共交通計画</u>(以下「<u>計画</u>」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、入間市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(3) <u>計画</u>の実施の協議に関すること。</p> <p>(4) <u>計画</u>に定めた事業の実施に関すること。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3)～(8) 略</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>入間市地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、入間市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(3) <u>形成計画</u>の実施の協議に関すること。</p> <p>(4) <u>形成計画</u>に定めた事業の実施に関すること。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>形成計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3)～(8) 略</p> |